



新型コロナウイルス（ルワンダ政府による規制措置：3月4日発表）

3月4日、ルワンダ政府は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための規制措置の変更を発表しました。同措置は、ルワンダ全国において3月5日から有効であり1か月後に見直されます。

特に今回発表された規制措置は、ルワンダ国民のみならずルワンダ在住者に対し、新型コロナウイルスに対するワクチン接種を厳に求めています。未接種の場合は、公共施設のアクセスやレストラン等の利用が制限されますので、十分にご注意ください。

その概要については、以下のとおりです。

【主な変更点】

- 公共施設にアクセスするためには、ワクチン接種を完了していなければならない。
- 2022年3月7日から、国境の往来を再開する。
- 外出禁止時間の規制を解除する。ただし、ナイトクラブやカジノの営業は午前2時までとする。
- 民間および官公庁ともに従業員の出勤率を100%に戻す。
- 各種会議や社交的集まりは、最大会場収容人数での開催が可能
- 宗教施設においても、最大収容人数まで人を入れることが可能。
- レストランやバー、スポーツジムについても、最大収容人数での営業が可能。

【概要】

ルワンダ国民及びルワンダ在住者は、公共施設へアクセスするためにワクチン接種を完了することが必要（ワクチン接種済みとは、最低2回のワクチン接種、接種対象であれば3回目の接種を終えている状態をいう。※3回目の接種は、2回目の接種から3か月経過で接種を可能としている。）

- 1 2022年3月7日から国境の往来を再開する。国境利用者は、入国時にランダムで新型コロナ検査を実施されることとなる。
- 2 外出禁止時間を撤廃する。しかし、ナイトクラブや音楽ライブ、バー、レセプションやカジノの営業は午前2時までとする。
- 3 キガリ国際空港での出入国者は、出発前72時間以内に実施したPCRテストの陰性証明の提示が必要。出国する全てのルワンダ人は、ワクチン接種済みであることが求められる。
- 4 民間企業および官公庁ともに平常どおりの勤務とする。
- 5 事業主は、従業員のワクチン接種完了を確保すること。官公庁および民間企業ともに新型コロナウイルスのクラスター感染が確認された場合、保健省は当該オフィスの一時閉鎖を指示しうる。
- 6 公共交通機関（バス）は、座席満席および立ち乗り定員75%で運行を可能とし、換気のために窓は開けるものとする。バス運行者は、すべての乗客がワクチン接種済みであることを確保する。遵守しない場合は、罰則が科せられる。
- 7 バイクタクシー及び自転車タクシーによる乗客の輸送は、新型コロナウイルス感染症予防措置を遵守のもとで許可する。運行者及び乗客はワクチン接種済みである必要がある。遵守しない場合は、罰則を科せられる。
- 8 旅行業は新型コロナウイルス感染症予防措置を遵守のもとで継続する。旅行業とは、ホテル、ツアー会社、交通サービスを含む。

- 9 対面式の会合及び会議は最大会場収容人数にて開催可能。すべての参加者はワクチン接種を完了していること、かつ会議前 48 時間以内に取得した陰性証明の提示が必要。
- 10 社交的集まりは、最大会場収容人数にて開催可能。すべての参加者はワクチン接種完了かつ、新型コロナウイルス検査の結果が陰性であることが必要。可能な限り、屋外または換気の良い場所での開催とする。新型コロナウイルス感染症予防措置が遵守されていない場合、開催者には罰則が科せられる。
- 11 礼拝施設については、最大会場収容人数まで入場可。入場者はワクチン接種済みであることが求められる。
- 12 レストランは、最大収容人数での営業が可能。利用客はワクチン接種済みであることが求められる。
- 13 バーは、新型コロナウイルス感染症予防措置を遵守の上で、最大収容人数での営業が可能。利用客はワクチン接種済みであることが求められる。
- 14 すべてのスポーツ活動を許可する。スタジアムへの観客動員を許可するが、入場者はワクチン接種済みであることが求められる。
- 15 スポーツジムやフィットネスセンターは、最大収容人数での営業が可能。利用者は 12 歳未満を除き、ワクチン接種済みであることが求められる。
- 16 通夜や葬式の参列は、最大収容人数まで可能。参列者は、ワクチン接種済みであることが求められる。

すべてのルワンダ国民およびルワンダ在住者は、ワクチン接種摂取が完了済みであり、対象となる場合にはブースター接種も実施する。ワクチン接種率の増加は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、重症化および入院リスク低下に効果的である。適切なマスク着用と手指の消毒を継続するとともに、頻繁に検査を受けることを励行する。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

緊急時の連絡は、下記連絡先までお願いいたします。

在ルワンダ日本国大使館（ブルンジ兼轄）

領事班（福元・笹尾・木全）

+250-788-385-404

https://www.rw.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html